

令和3年第2回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議案参考資料

愛知県後期高齢者医療広域連合

目 次

同意第 3 号関係	監査委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第11号関係	令和 3 年度一般会計補正予算（第 1 号）について・・・・・・・・	3
議案第12号関係	令和 3 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について・・	7
議案第13号関係	愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する 条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	11
議案第14号関係	愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一 部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	13
認定第 1 号関係	令和 2 年度愛知県後期高齢者医療広域連合決算の概要について・・・	15
認定第 2 号関係		

略 歴 書

現 住 所 岩倉市下本町天神塚 77 番地 1 シャトレ愛松岩倉 404 号室

ふなと じゅん
船戸 淳

昭和 30 年 2 月 4 日生

略 歴

- | | | |
|-------------|---|---------------------|
| 平成 19 年 4 月 | } | 愛知県後期高齢者医療広域連合事務局次長 |
| 平成 21 年 3 月 | | |
| 平成 21 年 4 月 | } | 名古屋市健康福祉局職員課長 |
| 平成 24 年 3 月 | | |
| 平成 24 年 4 月 | } | 名古屋市健康福祉局生活福祉部長 |
| 平成 25 年 3 月 | | |
| 平成 27 年 6 月 | } | 社会福祉法人なごや福祉施設協会施設長 |
| 令和 2 年 3 月 | | |
| 令和 3 年 8 月 | } | 愛知県国民健康保険団体連合会代表監事 |
| 現 在 | | |

令和3年度一般会計補正予算（第1号）について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
1,541,517	286,465	1,827,982

2 歳入歳出補正額総括表

[歳入]

(千円)

科目	補正額	節		説明
		区分	金額	
(款)2 国庫支出金 (項)1 国庫補助金 (目)1 民生費補助金	281,295	1 老人福祉費補助金	281,295	調整交付金(①)
(款)5 繰越金 (項)1 繰越金 (目)1 繰越金	5,170	1 前年度繰越金	5,170	前年度繰越金(②)
歳入補正額計	286,465			

[歳出]

(千円)

科目	補正額	補正額の財源内訳		節		説明
		特定財源	一般財源	区分	金額	
(款)2 総務費 (項)1 総務管理費 (目)1 一般管理費	267,798	国庫支出金 267,798	0	11 役務費 12 委託料	194,520 73,278	啓発費(③)
(款)3 民生費 (項)1 社会福祉費 (目)1 老人福祉費	18,667	国庫支出金 13,497	5,170	12 委託料 22 償還金、 利子及び 割引料	13,497 5,170	資格賦課管理費(④) 償還金(⑤)
歳出補正額計	286,465	281,295	5,170			

3 補正内容事項別説明

[歳入]

① 調整交付金

後期高齢者医療における2割負担施行に向けた周知広報及びマイナンバーカード取得促進に要する費用の財源として、国により財政措置される金額を予算措置するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 老人福祉費補助金	123,613	281,295	404,908

② 前年度繰越金

歳出補正における償還金(⑤)の財源として、令和2年度決算剰余金の一部を予算措置するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰越金	60,000	5,170	65,170

[歳出]

③ 啓発費

後期高齢者医療における2割負担施行に向けた周知広報に係るリーフレット等の送付及びマイナンバーカードの取得促進に要する費用として、必要な額の予算措置をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
11 役務費	0	194,520	194,520
12 委託料	6,871	73,278	80,149

④ 資格賦課管理費

後期高齢者医療における2割負担施行に向けた周知広報に係るコールセンターの運営に要する費用として、必要な額の予算措置をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
12 委託料	104,543	13,497	118,040

⑤ 償還金

令和2年度に交付を受けた国からの調整交付金について、交付額が所要額を上回り超過交付となったことから、この超過交付額を返還するために、償還金として必要な額の予算措置をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
22 償還金、利子及び割引料	0	5,170	5,170

[参考] 償還金内訳

(千円)

区 分	交付額 A	所要額 B	超過交付額 (A-B)
調整交付金	128,418	123,248	5,170

令和 3 年度後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
894,781,614	31,792,096	926,573,710

2 歳入歳出補正額総括表

[歳入]

(千円)

科 目	補 正 額	節		説 明
		区 分	金 額	
(款)1 市町村支出金 (項)1 市町村負担金 (目)2 療養給付費負担金	133,259	2 過年度分	133,259	療養給付費負担金過年度分 (①)
(款)3 県支出金 (項)1 県負担金 (目)2 高額医療費負担金	110,289	2 高額医療費負担金過年度分	110,289	高額医療費負担金過年度分 (②)
(款)8 繰越金 (項)1 繰越金 (目)1 繰越金	31,548,548	1 前年度繰越金	31,548,548	前年度繰越金 (③)
歳入補正額計	31,792,096			

[歳出]

(千円)

科 目	補 正 額	補正額の財源内訳		節		説 明
		特定財源	一般財源	区 分	金 額	
(款)1 保険給付費 (項)1 療養諸費 (目)1 療養給付費	0	国県支出金 110,289 その他 133,259	△243,548			財源更正 (④)
(款)6 諸支出金 (項)1 償還金及び 還付加算金等 (目)2 償還金	31,792,096	0	31,792,096	22 償還金、 利子及び 割引料	31,792,096	償還金 (⑤)
歳出補正額計	31,792,096	243,548	31,548,548			

3 補正内容事項別説明

〔歳入〕

① 療養給付費負担金過年度分（市町村）

令和2年度療養給付費負担金（市町村）について、54市町村中13市町村において令和2年度に交付された額が所要額より少なかったため、当該不足額を令和3年度の歳入（療養給付費負担金過年度分）として受け入れる予算措置をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
2 過年度分	1	133,259	133,260

② 高額医療費負担金過年度分（県）

令和2年度高額医療費負担金（県負担金）について、令和2年度に交付された額が所要額より少なかったため、当該不足額を令和3年度の歳入（高額医療費負担金過年度分）として受け入れる予算措置をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
2 高額医療費負担金過年度分	0	110,289	110,289

③ 前年度繰越金

歳出補正における償還金（⑤）の財源として、令和2年度決算剰余金の一部を予算措置するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰越金	5,099,800	31,548,548	36,648,348

〔歳出〕

④ 財源更正

歳入予算の補正（(①)及び(②)）に伴い、保険給付費の財源更正を行うもの。

⑤ 償還金

令和2年度において、54市町村中41市町村からの療養給付費負担金、国からの療養給付費等負担金、調整交付金、災害臨時特例補助金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、県からの療養給付費負担金並びに社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金について、交付された額が所要額を上回り超過交付となったことから、これらの超過交付額を返還するために、償還金として必要な額の予算措置をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
22 償還金、利子及び割引料	1	31,792,096	31,792,097	0	31,792,096

〔参考〕償還金内訳

(千円)

区 分		交付額 A	所要額 B	超過交付額 (A-B)
内 訳	市町村療養給付費負担金 過年度分 (41市町村分)	59,785,001	56,201,578	3,583,423
	国療養給付費等負担金 過年度分	218,014,157	196,464,246	21,549,911
	調整交付金 過年度分	59,047,933	58,968,774	79,159
	災害臨時特例補助金 過年度分	83,671	79,038	4,633
	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 過年度分	638,687	636,817	1,870
	県療養給付費等負担金 過年度分	65,408,694	64,154,332	1,254,362
	支払基金後期高齢者交付金 過年度分	351,391,880	346,073,141	5,318,739
合 計				31,792,097

317億の
増額に

個人情報保護条例の一部改正について

1 概要

令和3年5月19日に公布されたデジタル庁設置法（令和3年法律第36号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成関係法律整備法」という。）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）の一部改正が行われ、本年9月1日から施行されることに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第8号）について、必要な改正を行う。

2 改正内容

(1) 情報提供等記録を訂正した場合の通知先の改正（第36条関係）

デジタル庁設置法により情報提供ネットワークシステムの管理の所掌が総務省からデジタル庁に変更されることに伴い、情報提供等記録（※）を訂正した場合の通知先のうち、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

※情報提供等記録・・・情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の情報連携を行った際に記録する情報照会者・提供者の名称や照会・提供された特定個人情報の項目等についての情報

(2) 条項ずれの整理（第36条関係）

デジタル社会形成関係法律整備法によりマイナンバー法の条項が改正されることに伴う条項ずれの整理

3 施行日

令和3年9月1日

(印)

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保有個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(保有個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

1 概要

「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日付け総行行第169号及び総行経第35号総務省自治行政局長通知等）及び「職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第68号）の施行を踏まえ、対面規制の見直しを行うため、愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例（平成19年広域連合条例第15号）について、関係規定の整備を行う。

2 改正内容

職員のサービスの宣誓の実施方法について、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書に署名しなければならないとする規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみを規定

3 施行日

公布の日

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ</u>、その職務を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は_____</p> <p>_____<u>、別記様式による宣誓書を任命権者に提出しなければ</u>、その職務を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>

令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合決算の概要について

1 決算の概要

(1) 一般会計

歳入の主なものは、市町村からの事務費負担金、国庫補助金等、歳出の主なものは、広域連合の組織運営に必要な経常的な経費及び後期高齢者医療制度の実施に係る事務的経費等である。

歳入総額は1,597,950,652円、歳出総額は1,483,077,100円で、歳入歳出差引額は114,873,552円であった。

(2) 後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは、市町村が徴収した保険料、国、県及び市町村からの療養給付費の負担金、国からの調整交付金、現役世代からの支援分である後期高齢者交付金（支払基金交付金）等、歳出の主なものは、保険給付に係る経費、保健事業に係る経費等である。

歳入総額は896,694,864,932円、歳出総額は845,698,033,818円で、歳入歳出差引額は50,996,831,114円であった。

(総括表)

(円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引額 A-B
一般会計	1,597,950,652	1,483,077,100	114,873,552
後期高齢者医療特別会計	896,694,864,932	845,698,033,818	50,996,831,114
合 計	898,292,815,584	847,181,110,918	51,111,704,666

2 決算の内訳

(1) 一般会計決算について

○ 歳入

区 分	予算現額 A		決算額 B		差 額 B-A	執行率	令和元年度
	金 額	構成比	金 額	構成比		B/A×100	執行率
	円	%	円	%	円	%	%
1 分担金及び負担金	1,364,045,000	83.63	1,364,045,000	85.36	0	100	100
2 国庫支出金	168,992,000	10.36	137,543,000	8.61	△31,449,000	81.39	97.03
3 寄附金	1,000	0.00	0	—	△1,000	0	0
4 繰入金	1,000	0.00	0	—	△1,000	0	0
5 繰越金	95,256,000	5.84	95,256,040	5.96	40	100.00	100.00
6 諸収入	2,724,000	0.17	1,106,612	0.07	△1,617,388	40.62	115.90
合 計	1,631,019,000	100	1,597,950,652	100	△33,068,348	97.97	99.66

第1款 分担金及び負担金

収入額は1,364,045,000円で、予算と同額であった。内容は、広域連合構成市町村からの事務費負担金である。

第2款 国庫支出金

収入額は137,543,000円で、予算を31,449,000円下回った。

第3款 寄附金

予算1,000円に対して、寄附がなかったため、収入額は0円であった。

第4款 繰入金

予算1,000円に対して、繰入がなかったため、収入額は0円であった。

第5款 繰越金

収入額は95,256,040円で、予算を40円上回った。内容は令和元年度決算の歳入歳出差引残額を歳入として受け入れたものである。

第6款 諸収入

収入額は1,106,612円で、予算を1,617,388円下回った。内訳は、預金利子は10,266円上回ったが、雑入が1,627,654円下回った。

○ 歳出

区 分	予算現額 A		決算額 B		不用額 A-B	執行率 B/A×100	令和元年度 執行率
	金 額	構成比	金 額	構成比			
	円	%	円	%	円	%	%
1 議会費	4,102,000	0.25	3,697,470	0.25	404,530	90.14	87.55
2 総務費	791,121,000	48.51	728,246,647	49.10	62,874,353	92.05	93.09
3 民生費	834,795,000	51.18	751,132,983	50.65	83,662,017	89.98	94.86
4 公債費	1,000	0.00	0	—	1,000	0	0
5 予備費	1,000,000	0.06	0	—	1,000,000	0	0
合 計	1,631,019,000	100	1,483,077,100	100	147,941,900	90.93	93.87

第1款 議会費

支出額は3,697,470円で、不用額は404,530円、予算に対する執行率は90.14%であった。支出額の主なものは、使用料及び賃借料1,876,060円、報酬1,570,000円、旅費154,060円である。

不用額の主なものは、報酬170,000円、旅費87,940円である。

第2款 総務費

支出額は728,246,647円で、不用額は62,874,353円、予算に対する執行率は92.05%であった。支出額の主なものは、一般管理費における負担金、補助及び交付金392,623,532円、委託料219,159,347円、使用料及び賃借料93,422,744円である。

不用額の主なものは、一般管理費における委託料31,611,653円、負担金、補助及び交付金26,855,468円である。

○ 支出額内訳

区 分	予算現額 A	決算額 B	不用額 A-B	執行率 B/A×100
	円	円	円	%
職員人件費	15,214,000	14,912,603	301,397	98.02
一般管理費	420,605,000	392,161,171	28,443,829	93.24
啓発費	6,862,000	5,289,796	1,572,204	77.09
電算システム維持管理費	348,186,000	315,731,043	32,454,957	90.68
選挙管理委員会事務費	38,000	0	38,000	0
監査委員事務費	216,000	152,034	63,966	70.39
合 計	791,121,000	728,246,647	62,874,353	92.05

第3款 民生費

支出額は 751,132,983 円で、不用額は 83,662,017 円、予算に対する執行率は 89.98%であった。支出額の主なものは、委託料 497,572,504 円、役務費 225,665,199 円である。

不用額の主なものは、委託料 59,347,496 円、役務費 8,669,801 円である。

○ 支出額内訳

区 分	予算現額 A	決算額 B	不用額 A-B	執行率 B/A×100
	円	円	円	%
老人福祉一般管理費	57,239,000	49,798,100	7,440,900	87.00
資格賦課管理費	108,514,000	101,692,996	6,821,004	93.71
給付管理費	654,499,000	586,350,879	68,148,121	89.59
後期高齢者医療 特別会計繰出金	1,953,000	701,008	1,251,992	35.89
償還金、利子及び割引料	12,590,000	12,590,000	0	100
合 計	834,795,000	751,132,983	83,662,017	89.98

第4款 公債費

一時借入がなかったため、全額が不用額であった。

第5款 予備費

予備費の充用がなかったため、全額が不用額であった。

(2) 後期高齢者医療特別会計決算について

○ 歳入

区 分	予算現額 A		決算額 B		差 額 B-A	執行率 B/A×100	令和元年度 執行率
	金額	構成比	金額	構成比			
	円	%	円	%	円	%	%
1 市町村支出金	172,808,460,000	19.43	173,688,382,032	19.37	879,922,032	100.51	100.40
2 国庫支出金	260,028,679,000	29.24	278,076,338,164	31.01	18,047,659,164	106.94	101.12
3 県支出金	72,602,033,000	8.16	71,196,316,621	7.94	△1,405,716,379	98.06	100.00
4 支払基金交付金	361,627,012,000	40.66	351,391,880,000	39.19	△10,235,132,000	97.17	100.53
5 特別徴収額調整負担金	253,650,000	0.03	330,238,998	0.04	76,588,998	130.19	80.79
6 寄附金	1,000	0.00	0	—	△1,000	0	0
7 繰入金	1,953,000	0.00	701,008	0.00	△1,251,992	35.89	31.53
8 繰越金	20,701,974,000	2.32	20,701,974,507	2.31	507	100.00	100.00
9 県財政安定化基金借入金	1,000	0.00	0	—	△1,000	0	0
10 諸収入	1,434,866,000	0.16	1,309,033,602	0.14	△125,832,398	91.23	113.68
合 計	889,458,629,000	100	896,694,864,932	100	7,236,235,932	100.81	100.64

第1款 市町村支出金

収入額は173,688,382,032円で、予算を879,922,032円上回った。内訳は、保険料負担金が38,668,114円、保険基盤安定負担金が126,919,717円、療養給付費負担金が714,334,201円上回ったものである。

第2款 国庫支出金

収入額は278,076,338,164円で、予算を18,047,659,164円上回った。これは主に後期高齢者医療制度事業費補助金が455,236,470円下回った一方で、療養給付費負担金が13,452,136,456円、調整交付金が4,954,429,000円上回ったため、差引で予算を上回ったものである。

第3款 県支出金

収入額は71,196,316,621円で、予算を1,405,716,379円下回った。これは主に、高額医療費負担金が75,748,621円予算を上回ったが、療養給付費負担金が1,481,466,000円予算を下回ったため、差引で予算を下回ったものである。

第4款 支払基金交付金

収入額は351,391,880,000円で、予算を10,235,132,000円下回った。内容は、社会保険診療報酬支払基金から交付される後期高齢者交付金である。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金

収入額は330,238,998円で、予算を76,588,998円上回った。内容は、国民健康保険中央会から交付される特別高額医療費共同事業交付金である。

第6款 寄附金

予算1,000円に対して、寄附がなかったため、収入額は0円であった。

第7款 繰入金

収入額は701,008円で、予算を1,251,992円下回った。内容は、一般会計からの繰入金である。

第8款 繰越金

収入額は20,701,974,507円で、予算を507円上回った。内容は、前年度繰越金を歳入として受入れたものである。

第9款 県財政安定化基金借入金

予算1,000円に対して、県財政安定化基金から借入れがなかったため、収入額は0円であった。

第10款 諸収入

収入額は1,309,033,602円で、予算を125,832,398円下回った。主に第三者納付金が130,308,379円下回ったものである。

不納欠損額は3,723,126円で、内容は、療養給付費の過払い金や診療報酬の誤請求等による返納金である。

収入未済額は1,118,267,483円で、内容は、第三者納付金及び返納金である。

○ 歳出

区 分	予算現額 A		決算額 B		翌年度 繰越額 C	不用額 A-B-C	執行率 B/A×100	令和元年度 執行率
	金額	構成比	金額	構成比				
	円	%	円	%	円	円	%	%
1 保険給付費	866,600,593,000	97.43	830,328,228,360	98.18	0	36,272,364,640	95.81	99.79
2 県財政安定化 基金拠出金	331,545,000	0.04	331,544,078	0.04	0	922	99.99	99.99
3 特別高額医療費 共同事業拠出金	342,450,000	0.04	326,342,125	0.04	0	16,107,875	95.30	84.08
4 保健事業費	3,689,256,000	0.41	3,355,593,347	0.40	0	333,662,653	90.96	92.32
5 公債費	23,339,000	0.00	0	—	0	23,339,000	0	0
6 諸支出金	11,375,530,000	1.28	11,356,325,908	1.34	0	19,204,092	99.83	99.79
7 予備費	7,095,916,000	0.80	0	—	0	7,095,916,000	0	0
合 計	889,458,629,000	100	845,698,033,818	100	0	43,760,595,182	95.08	98.27

第1款 保険給付費

支出額は830,328,228,360円で、不用額は36,272,364,640円、予算に対する執行率は95.81%であった。

支出額の内訳は、下記のとおりである。

○ 支出額内訳

区 分	予算現額 A	決算額 B	不用額 A-B	執行率 B/A×100
	円	円	円	%
療養給付費	810,678,738,000	774,953,451,601	35,725,286,399	95.59
訪問看護療養費	13,421,131,000	13,421,130,754	246	99.99
特別療養費	1,000	0	1,000	0
移送費	100,000	0	100,000	0
審査支払手数料	1,527,620,000	1,395,177,594	132,442,406	91.33
高額療養費	37,038,681,000	36,886,610,781	152,070,219	99.59
高額介護合算療養費	1,168,650,000	1,019,293,569	149,356,431	87.22
葬祭費	2,761,800,000	2,652,400,000	109,400,000	96.04
傷病手当金	3,872,000	164,061	3,707,939	4.24
合 計	866,600,593,000	830,328,228,360	36,272,364,640	95.81

平井

第2款 県財政安定化基金拠出金

支出額は 331,544,078 円で、不用額は 922 円、予算に対する執行率は 99.99%であった。

内容は、愛知県が設置する財政安定化基金への拠出金である。

第3款 特別高額医療費共同事業拠出金

支出額は 326,342,125 円で、不用額は 16,107,875 円、予算に対する執行率は 95.30%であった。

内容は、国民健康保険中央会が運営する特別高額医療費共同事業への拠出金である。

第4款 保健事業費

支出額は 3,355,593,347 円で、不用額は 333,662,653 円、予算に対する執行率は 90.96%であった。

内容は構成市町村への健康診査事業委託料である。

第5款 公債費

一時借入がなかったため、全額が不用額であった。

第6款 諸支出金

支出額は 11,356,325,908 円で、不用額は 19,204,092 円、予算に対する執行率は 99.83%であった。

内容は、主に市町村及び国に対し、過年度負担金の精算額を償還金として支払ったものである。

第7款 予備費

予備費の充用がなかったため、全額が不用額であった。

